龍谷大学校友会熊本県支部会則

平成１３年４月２０日施行

平成１４年８月２４日一部改正

平成１７年１０月２７日一部改正

（名称）

1. 本会は、龍谷大学校友会熊本支部と称する。

（事務局）

1. 本会の事務所は、熊本市京町２丁目１４－１２佛嚴寺内に置く。

（会員）

1. 本会の会員は、熊本県に在住する龍谷大学校友会員をもって組織する。

　（目的）

第４条　本会は、会員相互の親睦をはかり、併せて母校の発展に協力することを目的とする。

（事業）

第５条　本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 総会、親睦会、講演会等の開催。
2. 会報、会員名簿、機関紙等の出版物の刊行。
3. 校友会本部および龍谷大学が行う事業への協力。
4. その他必要な事業。

第６条　本会に次の役員を置き、その任期は４年とする。ただし、再任を妨げない。

1. 支部長　　　１名
2. 副支部長　　若干名
3. 事務局長　　　１名
4. 事務局員　　若干名
5. 会計主任　　　１名
6. 会計補佐　　若干名
7. 理事　　若干名
8. 監事　　　２名

（役員の選出）

第７条　支部長および監事は、総会において会員の中から選出する。

２　前条の第２号から第７号の役員は、会員の中から支部長が委嘱する。

３　前条の第１号から第８号の役員の中に原則として各学部の会員を１名以上含むものとする。

第８条　役員は次の任務を行う。

1. 支部長は、本会を代表し、会務を統理する。
2. 副支部長は、支部長を補佐し、支部長事故ある時はその職務を代行する。
3. 事務局員は、事務局長を補佐し、事務局長事故ある時はその職務を代行する。
4. 会計主任は本会の会計を行う。

（５）会計は、会計主任を補佐し会計主任事故ある時はその職務を代行する。

（６）理事は、理事会を構成し、この会の業務を行う。

（７）監事は、本会の監査にあたる。

（会計）

第９条　本会の経費は、会費、寄付金およびその他の収入をもってあてる。

２　本会の会計年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

（会則の変更）

第１０条　この会則の変更は、総会の決議によるものとする。

第１１条　本会に、必要によって相談役を置くことができる。

２　相談役は、総会によって決定する。

　　付　則

この会則は平成１３年４月２０日から施行する。

　付　則

平成１５年度より、年会費は１，０００円するとする。

この会則は、平成１４年８月２４日より施行する。

　付　則

この会則は平成１７年１０月２７日より施行する。